

金融特集

今月号では金融特集として大阪府、大阪市及び商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）それぞれの融資制度を紹介します。

大阪府中小企業向け融資制度のご案内

融資対象となる方

府内において事業を営む「中小企業者」または「協同組合等」に該当する方（①・②）が、お申込みいただけます。

※小規模企業サポート資金については、「小規模企業者」（③）に該当する方が、お申込みいただけます。

①中小企業者（資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種 ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	300人以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	-	300人以下

②協同組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 等

③小規模企業者（従業員数が、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	20人以下
商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下
法に基づく事業協同小組合等	窓口でご確認ください

※特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の法人。[申込みが可能な資金については、P 4～7の各種制度融資概要の「備考欄」をご確認ください]

次のいずれかに該当する場合には、この制度は利用できません。

- ①農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体などの場合
- ②原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
- ③原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
- ④原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合
- ⑤原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
- ⑥原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ⑦金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合
- ⑧暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- ⑨許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合

※上記のほかに、利用できない主な例がありますので、詳細は各融資の案内パンフレットをご覧ください。

お申込み窓口・お問合せ先

◆取扱金融機関【平成28年11月現在】

※お申込み窓口は各融資制度によって異なります。
(4ページから7ページ「各種制度融資概要」の「申込窓口」欄参照)

都市銀行	みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそな
地方銀行	愛知、阿波、池田泉州、伊予、愛媛、香川、関西アーバン、紀陽、京都、近畿大阪、高知、滋賀、四国、静岡、第三、大正、但馬、徳島、トマト、富山第一、名古屋、南都、百十四、福井、福井、北陸、北國、みなど、山口
信託銀行	三井住友信託
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、北おおさか、きのくに、京都、京都中央、枚方
信用組合	大阪協栄、大阪貯蓄、近畿産業、成協、大同、中央、のぞみ、ミレ
政府系	商工組合中央金庫
その他	新生、SBJ

※金融機関によっては一部の資金を取り扱っていない場合があります。事前に金融機関にご相談ください。

◆大阪信用保証協会 URL : <http://www.oco-osaka.jp/>

本支店名	お問合せ先	所在地
本店	06(6131)7321	〒530-8214 大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4階)
サポートオフィス※	06(6260)1730	〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 (大阪産業創造館10階)
堺支店	072(223)3011	〒590-0973 堺市堺区住吉橋町1-4-15
東大阪支店	06(6781)9511	〒577-0035 東大阪市御厨中2-1-1
門真支店	06(6906)2511	〒571-8567 門真市新橋町34-21 (信用保証ビル1階)
千里支店	06(6835)3005	〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-4 (信用保証ビル4階)

※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。

◆大阪府商工労働部 中小企業支援室 金融課（制度融資グループ）

TEL (06) 6210-9508 FAX (06) 6210-9510
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

信用保証料率の割引制度について

決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を割引します。

なお、次の①～③すべてに該当する場合も、協会の定める料率から0.1%を割引します。

- ① お申込いただく保証制度が「チャレンジ応援資金【設備投資応援融資】【金融機関提案型】【経営力強化資金】」（ただし、経営力強化資金のうち責任共有対象外保証（平成19年9月30日以前に保証委託申込を行った保証であって保証割合が100%の保証を含みます。）を本保証で同額以下借換を行う場合を除きます。）
- ② 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を会計ルールとして採用する株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社および士業法人
- ③ 「中小会計要領」の全項目に準拠して計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類（※）を提出できる方

※確認書類が不適切な内容であった場合には、割引適用が認められません。確認書類については、公認会計士または税理士にご相談ください。

各種制度融資概要

平成28年11月20日現在

特集

特集

資金名称	利用資格の概要	融資限度額	利 率	融資(据置)期間	担 保	信用保証料率	申込窓口	備 考	
開業時及び開業後間もない方など	【開業資金】 女性・若者・シニア・UIJターン 特例あり(※1)	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方又は歴史の浅い方で、次のいずれかに該当している方。 ①事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有し、1ヵ月以内に個人で事業を開始しようとする方。 ②事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有し、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 ③事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから5年末満の方。なお、事業開始後2ヵ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有している方。 ④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年末満の会社。 なお、事業開始後2ヵ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有している会社。 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年末満の会社。	A B併用して2,500万円までの申込可。	A 1,000万円 B 1,500万円 (ただし、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。)	年1.4% (※1は1.2%)	7年以内(12ヵ月以内)	不要	年1.0%	取扱金融機関または保証協会・府・市町村(大阪市を除く)
								(注) 自己資金額とは ・原則として事業を開始しようとされる方が当該事業に充てるために用意した金額から借入金等の負債を控除したもので、なお、借入金は、借入残存期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等の長期借入金(長期分割手形を含む)である場合、年間返済予定額(元利金合計)の2年分をいいます。ただし、地域支援ネットワーク型Aをご利用いただく場合、住宅ローンの年間返済予定額(元利金合計)の2年分は、自己資金額の状況により控除の対象外となる場合があります。 ・自己資金は、事業開始前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限ります。ただし、開業資金A・Bをご利用いただく場合は、これから事業を開始される方は保証申込日の原則6ヵ月以前、すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6ヵ月以前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限ります。 (客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください。) ・法人で事業を開始する場合の自己資金額は、資本金のうち代表者の出資分および事業に利用予定の代表者の個人預金等に限ります。	
開業サポート資金	【地域支援ネットワーク型】 女性・若者・シニア・UIJターン 特例あり(※1)	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。また、商工会・商工会議所等の支援対象となり、融資後3年間金融機関及び商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることに同意する方であって、次のいずれかに該当する方。 ⑦事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有し、1ヵ月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型Aの融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内)に個人で事業を開始しようとする方。 ⑧事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有し、2ヵ月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型Aの融資申込みを行う場合にあっては、1,500万円となります。この場合、合計額は3,000万円です。) ⑨事業を営んでいない個人が、事業を開始して1年末満の方。 なお、事業開始後2ヵ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有している方。 ⑩事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年末満の会社。 なお、事業開始後2ヵ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有している会社。 ⑪事業を営んでいない個人が、事業を開始して1年以上5年末満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または開業後1年内(開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。 ⑫事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年末満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または会社設立後1年内(会社設立時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。	A 1,000万円 (産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型Aの融資申込みを行う場合にあっては、1,500万円となります。この場合、合計額は3,000万円です。)	年1.2% (※1は1.0%)	7年以内(12ヵ月以内)	不要	年0.5%	取扱金融機関(※2)	
		B 1,500万円 (ただし、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。)					年0.6%		
小規模企業者の方	【小規模資金】 小規模企業サポート資金 商工会・商工会議所の経営指導要	府内において原則として同一場所で6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者(2ページ参照)の方。	1,250万円(※3)	年1.6%	7年以内(6ヵ月以内)	原則不要	原則金融機関(※4)	(※3) 融資限度額は、保証協会(他の保証協会を含む)の既存保証の残高を含めて1,250万円です。 (例:残高500万円の方の申込みは750万円までとなります。)	
		主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。また、商工会・商工会議所等の支援対象となり、融資後3年間金融機関及び商工会・商工会議所によるフォローアップを受けることに同意する方であって、次のいずれかに該当する小規模企業者(2ページ参照)の方。 ①商工会・商工会議所が6ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ②既に商工会・商工会議所の会員となって1年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ③日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度(マル融資)を利用中の会社で、商工会・商工会議所が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。		年1.4%	7年以内(6ヵ月以内)	原則不要	年0.5%～2.2% 取扱金融機関(※5)	(※4) 民間金融機関との取引実績がない方等については、府金融課又は大阪信用保証協会での申込も可能です。 (※5) 小規模企業サポート資金(地域支援ネットワーク型)取扱金融機関に限る。 ※特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とする小規模特定非営利法人のみ申込みが可能です。	

資金名称		利用資格の概要	融資限度額	利 率	融資(据置)期間	担 保	信用保証料率	申込窓口	備 考
新たな取組にチャレンジされる方	【法認定型】 大阪府担当課の認定等要	府内において事業を営んでいる中小企業者で経営環境変化等に対応するため、下記のいずれかの計画承認を受けた方 対象：①経営革新計画 ②企業立地計画又は事業高度化計画 ③特定研究開発等計画	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円	金融機関所定	20年以内 【運転資金のみ】又は 【無担保】7年以内 (12カ月以内)	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	年0.8%		※医療法人・特定非営利活動法人については、利用できません。
	【金融機関提案型】	府内において事業を営んでいる中小企業者の方で各取扱金融機関の定める要件に該当する方。	融資メニューごとに異なります。 詳しくは大阪府のウェブページをご参照ください。		保証付は保証協会所定				※各取扱金融機関については、大阪府のウェブページをご参照のうえ、各取扱金融機関にお問合せください。
	【経営力強化資金】	府内において事業を営んでいる中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告（四半期毎）することが可能な方。	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円	金融機関所定	7年以内（12カ月以内） 【運転資金のみ】 5年以内（6カ月以内） 【借換資金を含む場合】 10年以内（12カ月以内、運転資金のみは6カ月以内）	保証協会所定			※認定経営革新等支援機関の名称、所在地、電話番号等は中小企業庁及び金融庁のウェブページをご参照ください。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。
	【設備投資応援融資】	府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる事業を営む方（医療法人および特定非営利活動法人を除く。）は、保証料率が固定となる「経営力向上特例」も融資対象になります。	2億円 うち、無担保8,000万円	年1.2%以下	10年以内（12カ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	※経営力向上特例 年0.7%		※生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備については、協会の定める料率から0.1%を割引します。（ただし、融資申込み時に対象設備であることを確認できる場合に限ります。） ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。ただし、「経営力向上特例」については、医療法人・特定非営利活動法人は利用できません。
経済情勢悪化の影響を受けている方	【経営安定資金】 市町村認定要	府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。 ①6ヶ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤【中小企業信用保険法第2条第5項第5号】の認定要件を満たす方。 （イ）国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方。 （ロ）国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。	2億円 うち、無担保8,000万円	金融機関所定	7年以内（12カ月以内、運転資金のみは6カ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	年0.9%	取扱金融機関	※利用資格①については、次の条件があります。 ・資金用途は運転資金のみ ・融資限度額は、再生手続開始申立等事業者に対して有する債権額の2倍以内 ※利用資格⑥については、うち無担保原則8,000万円となります。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。

【補足】事業転換や多角化に取り組む方について

- 事業転換や多角化に必要な資金を申し込まれる場合は、新規事業計画書（指定様式）を添付いただくことで、小規模企業サポート資金、チャレンジ応援資金（法認定型）のご利用が可能です。
- 事業転換・多角化とは、現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類（飲食店の場合は中分類）について、現行事業と異なるもの）を行うことをいいます。

担保について

有担保でお申込みの場合、不動産・有価証券等の確実な担保が必要です。
※農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので詳しくは大阪信用保証協会へご確認ください。

連帯保証人について

法人代表者（特定非営利活動法人は商業登記簿謄本に登記のある理事全員）、実質的な経営権を持つ方を除いては、連帯保証人は原則不要です。なお、次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていた場合があります。
・事業承継予定者　・同一事業に従事している配偶者　・営業許可名義人
・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等